

補助金等評価シート

●基本情報

補助金名	スポーツ少年団補助金						所管課		社会教育課			
予算費目	款	教育費		項	保健体育費		目	保健体育総務費		事業	社会体育事業費	
	節	負担金、補助及び交付金		細節	補助金		細々節	スポーツ少年団補助金				
総合計画	基本方針	2	誰もが生き生きと_生涯元気で暮らせるまちづくり						政策分野	5	文化	
	施策	2	スポーツ						主な取組	1	スポーツ活動の促進	
交付開始年度	平成19年度			継続年数		18年		終了・見直し（予定）年度			令和8年度	
法令・例規等	根拠法令											
	要綱名		木津川市社会教育関係団体事業補助金交付要綱									
分類	事業費補助（奨励事業補助）					団体等が自主的に実施する公益性の高い事業に対して補助するもの						
目的	市内の少年少女にスポーツに接する機会を与え、スポーツ少年団活動の活性化を目的とする。											
内容	スポーツ少年団が行う育成又は指導、各種大会、活動に係る事業に対して補助を行う。											
補助率の設定	定率補助		補助率		対象経費の10/10				上限額		—	

ガイドライン対象	対象	対象外の理由	
----------	----	--------	--

●補助金等の状況

予算（要求）額		令和6年度		令和7年度		令和8年度（予定）	
		990, 000円	前年度比	990, 000円	前年度比	990, 000円	前年度比
					100%		100%
財源	特定財源	0円		0円		0円	
	一般財源	990, 000円		990, 000円	100%	990, 000円	100%
	特定財源率（％）	0%		0%		0%	
補助対象事業費（見込）		2, 102, 507円		2, 067, 083円	98%		
補助金額（見込）		990, 000円		990, 000円	100%		
補助率（％）		47%		48%	102%		
補助の実績（予定）		活動助成金を交付することによって、各団における活動の促進を図った。		活動助成金を交付することによって、各団における活動の促進を図った。		活動助成金を交付することによって、各団における活動の促進を図る。	
※団体運営費補助のみ	交付先団体における年間予算額						
	補助金の占める割合						
	令和6年度の交付先団体における繰越金						
	補助金と繰越金の割合対比						

●成果指標・目標

成果指標			
スポーツ少年団団員数（総合計画後期基本計画 政策分野5文化 施策②スポーツ 成果指標の構成要素）			
実績・目標値	令和6年度【実績値】	令和7年度【実績値】	令和8年度【目標値】
	837人	823人	850人

●基本的な視点

検証項目		チェック	特記事項
公益性	事業の目的や内容に明確な公益性が認められるか	○	
必要性	社会経済情勢の変化や市民ニーズ等の変化に的確に対応しているか	○	
	補助事業の目的や内容について、行政が関与する必要性があるか	○	
	所期の目的を達成しているものではないか	○	
有効性	補助事業の目的に沿った成果があり、補助金に見合った効果が挙げたか	○	
	行政の直接執行や事業委託と比較し、補助金等による執行が最適な手段か	○	
	少額又は申請件数の少ない補助金等について、継続する必要性があるか	○	
妥当性	補助対象経費は、公金で補助することが妥当であるか	○	
	補助率や補助金額は社会経済情勢等や他自治体と比較し適切か	○	
公平性	必要性などが検証されることなく、同一の対象者に対し、長期間にわたり補助金等の支出をしていないか	○	
	明確な理由なく補助対象者を特定するなど、交付先に偏りがないか	○	
透明性	個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	
	補助金の概要、要綱等がホームページ等に掲載されているか	○	

●見直し基準

項目		適否	特記事項
1	ガイドラインに基づく必要事項・申請書類等が規定された補助金等交付要綱が整備されている	○	
2	補助率は補助対象経費の1/2以下である	□	スポーツ少年団活動の活性化を図るため、対象経費の10/10を補助している。
3	対象経費を明確にしており、公共性・公益性が伴わない経費は対象外としている	△	要綱に対象経費及び概算払いが明記されていないため、令和7年度中に要綱を改正し、令和8年度から施行する。
4	前金払・概算払を行っていない、もしくは、補助金等交付要綱に基づく規定・様式により適正な支給を行っている	△	要綱に対象経費及び概算払いが明記されていないため、令和7年度中に要綱を改正し、令和8年度から施行する。
5	交付先団体の繰越金等を含めた財務状況からみて補助は適正である（団体運営費補助のみ）	—	
6	交付先団体の事務局が適切に運営されているか（団体運営費補助のみ）	—	

●今後の方向性

方向性	☐ 現行のまま継続 ☒ 見直し継続 ☐ 廃止	
現行のまま継続とする理由 見直し内容 又は 廃止理由	要綱に対象経費及び概算払いが明記されていないため、令和7年度中に要綱を改正し、令和8年度から施行する。	
見直し・廃止の時期	令和7年度	